

公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社 広告掲載・配布規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社が発行する各種情報提供物に、広告物を掲載する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(情報提供物)

第2条 公社が作成又は配布する情報提供物は次の各号をいう。

- (1) 会報紙 (エンジョイライフニュース)
- (2) ガイドブック
- (3) パンフレット
- (4) ホームページ
- (5) その他

(広告物)

第3条 掲載する広告は、公社事業の推進及び中小企業勤労者の福利厚生の実現に寄与するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 公社の事業活動に反するもの及び公社の事業活動に支障が生じる恐れのあるもの
- (2) 情報提供物の公共性及び品位を損う恐れのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人事募集に係るもの
- (5) その他情報提供物に掲載する広告として適切でないと理事長が認めるもの

(広告希望者の募集)

第4条 広告掲載希望者及び配布希望者の募集は、会報紙、公社ホームページ等で公募するものとする。

(広告掲載等の申請)

第5条 情報提供物に広告掲載又は広告物の配布希望者は、情報提供物等の印刷校了日1か月以上前に広告掲載・配布等申込書(第1号様式)に必要な事項を記載し広告の製版原稿(版下)又は広告物見本を添えて、公社に提出しなければならない。

2 ホームページ等 WEB サイトに広告バナー掲載希望者は、情報提供物等の掲載2週間以上前に広告掲載・配布等申込書(第1号様式)に必要な事項を記載し広告の原稿(版下)又は広告データを添えて、公社に提出しなければならない。

(広告掲載等の決定)

第6条 広告掲載者の決定は、当該広告が第3条の規定に適合していると認められるものについて、次の通り決定するものとする。

- (1) 掲載希望者が広告の枠数を超えないときは、その希望者を広告主に決定する
 - (2) 掲載希望者が広告の枠数を超えたときは、抽選により広告主を決定する
- 2 前項第2号の規定に係らず掲載する広告主は、公社会員を優先するものとする。

- 3 広告主選定結果については、広告掲載希望者に広告掲載等決定通知書（第2号様式）により通知する。
- 4 広告内容の修正については、事前に掲載希望者と協議するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 前条第3項により広告掲載の決定通知書を受けた者は、広告原稿を広告主の責任及び負担で作成するものとし、公社が指定する期日まで提出するものとする。

(広告掲載料等)

第8条 広告掲載料又は配布料は別表1のとおりとする。

(広告掲載料等の納付)

第9条 広告主は、広告掲載料又は配布料を公社が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載等の取消し)

第10条 公社は、広告主が次の号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載又は同封を取消することができる

- (1) 指定期日までに広告掲載料又は配布料の納付がないとき
- (2) 指定期日までに掲載条件等を満たす広告原稿等の提出がないとき
- (3) 掲載決定後に広告の内容等がこの規程に抵触することが判明したとき
- (4) その他、理事長が特に必要と認めたとき

(広告掲載等の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載又は同封を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告の掲載又は同封を取り下げた場合は、掲載又は同封する情報提供物の印刷校了日から15日前までに書面により申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載又は同封を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料又は配布料は返還しない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、還付することができる。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等の全てに責任を負うものとする。

2 広告主は、広告内容等について、第三者から異議の申立てや損害賠償の請求等が行われた場合には、広告主の責任において全てを解決するものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成21年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は平成26年 2月13日から施行する。

附 則

この規程は平成30年 7月 1日から施行する。

別表1 広告掲載・配布料

(内税 円)

| 種 類 | 規格等 | | 会員(円) | 契約事業所・ 一般事業所 (円) |
|------------------|---------------------------|-----|-------------------------|---------------------|
| エンジョイライフ ニュース | A4判 | 1/1 | 28,000 | 42,000 |
| | | 1/2 | 14,000 | 21,000 |
| | | 1/3 | 9,300 | 14,000 |
| | | 1/4 | 7,000 | 10,500 |
| | | 1/6 | 4,700 | 7,100 |
| | | 1/8 | 3,500 | 5,300 |
| ガイドブック | A4判 | 1/1 | 36,400 | 54,600 |
| | | 1/2 | 18,200 | 27,300 |
| | | 1/3 | 12,100 | 18,200 |
| | | 1/4 | 9,100 | 13,700 |
| | | 1/6 | 6,200 | 9,200 |
| | | 1/8 | 4,600 | 6,900 |
| 折込配布 手数料 | A4判・B5判 | | 10 | 15 |
| ホームページ | バナー広告 | | 2,000/月 | 2,500/月 |
| | 横 365 ピクセル ×縦 120 ピクセル | | 但し 掲載期間は3ヵ月から1年未満とする | |

広告掲載等申込書

平成 年 月 日

公益社団法人
渋谷区勤労者福祉公社理事長 殿

事業所名
所在地
代表者名 印
担当者名
電 話

貴社が発行する会報(エンジョイライフニュース)及びガイドブック、ホームページ等への広告掲載を広告掲載・配布規程に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告掲載内容 『 』

2 掲載希望物

| 区 分 | 広 告 掲 載 |
|------------------|-----------|
| エンジョイライフ ニュース | 年 月号 (号) |
| ガイドブック | 年度版 |
| ホームページ | 期間 |
| 規格(A4判) | |

*必ず版下を添付の上
お申し込みください。

広告掲載料金表 (円)

| 種 類 | 規格等 | | 会員(内税) | 契約事業所・ 一般事業所(内税) |
|------------------|------------------------------------|-----|-------------------|---------------------|
| エンジョイライフ ニュース | A4判 | 1/1 | 28,000 | 42,000 |
| | | 1/2 | 14,000 | 21,000 |
| | | 1/3 | 9,300 | 14,000 |
| | | 1/4 | 7,000 | 10,500 |
| | | 1/6 | 4,700 | 7,100 |
| | | 1/8 | 3,500 | 5,300 |
| ガイドブック | A4判 | 1/1 | 36,400 | 54,600 |
| | | 1/2 | 18,200 | 27,300 |
| | | 1/3 | 12,100 | 18,200 |
| | | 1/4 | 9,100 | 13,700 |
| | | 1/6 | 6,200 | 9,200 |
| | | 1/8 | 4,600 | 6,900 |
| ホームページ | バナー広告 横 365 ピクセル ×縦 120 ピクセル | | 2,000/月 | 2,500/月 |
| | | | 掲載期間は3ヵ月から1年未満とする | |